

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 6 日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

） 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道企画課 管理企画指導室 企画専門官
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道事故の確実な報告について（補足）

下水道における工事事故、維持管理事故、下水道施設が起因する道路陥没事故の国土交通省への情報提供にあたっては、H30.4.2 付「下水道工事事故報告要領の改定について」、H29.3.30 付「下水道の維持管理における事故報告様式の変更について」、H29.4.3 付「下水道施設が起因する道路陥没の情報提供について」を通知し、報告をお願いしているところです。

特に、以下に示す場合は、まずスピード重視で「事象の発生事実」について報告いただきたく、判明している内容で構いませんので、様式任意にて当日中に第 1 報をお願いいたします。なお、休日や時間外に発生した場合も同様です。

第 2 報などその他の取り扱いについては、改めて、要領等をご確認いただき、国土交通省への確実な報告をお願いいたします。

○工事事故

下水道工事に関係する死亡事故及び休業 4 日以上を負傷事故を原則として報告対象としていますが、これに限らず以下に該当する重大な事故については、当日中速やかに報告すること。報道発表をする場合には、発表する前に報告すること。

- ・死亡または死亡に至る恐れ（心肺停止や意識不明など）のある重大事故
- ・罹災者が複数人に及ぶ大規模な事故（硫化水素中毒等も含む）
- ・第三者（民間人）が絡む人身事故
- ・ガス管に損傷を与えた物損事故
- ・上記のほかメディアで報道される又は報道発表が必要となる重大事故

○維持管理事故

以下に該当する事故については、当日中速やかに報告することとし、その際には本省、地方整備局等に同時に報告すること。報道発表をする場合には、発表する前に報告すること。

- ・人身事故（死亡または死亡に至る恐れのある重大事故）

○下水道施設に起因する道路陥没事故

報告の基本様式や第2報以降の対応については H29.4.3 付「下水道施設が起因する道路陥没の情報提供について」に基づきつつ、下記に該当する事故を報告対象とするとともに、第1報は当日中速やかに報告することとし、その際には本省、地方整備局等に同時に報告すること。報道発表をする場合には、発表する前に報告すること。

なお、下水道施設に起因することが確認されていない場合であっても、下水道施設に起因することが推測される場合には報告対象とする。

- ・公衆損害事故（死亡または死亡に至る恐れのある重大事故や罹災者が複数人に及ぶ大規模な事故など生命、身体、財産に危害や損害を及ぼす事故、第三者（民間人）が絡む事故）
- ・下水道使用自粛や長期の通行止めなど社会的影響の大きい事故
- ・上記のほかメディアで報道される又は報道発表が必要となる重大事故